

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20251010製局第3号
令和7年10月15日

一般社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和7年10月10日付け警察庁丙組組一発第126号及び警察庁丙備企発第82号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和7年10月10日付け外務省告示第398号及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和7年10月10日付け国家公安委員会告示第36号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、ISIL その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

【連絡先】

責任者：製造産業局生活製品課長 渡邊

担当者：松本、宍戸

電話：03-3501-0969

メール：bzl-seikatsuseihinka-nichiyouhin@meti.go.jp

機 密 性 1

警察庁丙組組一発第 126 号
警察庁丙備企発第 82 号
令和 7 年 10 月 10 日

金融庁総合政策局長
金融庁企画市場局長
金融庁監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
国税庁次長
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業)
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について(要請その 202)

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和 7 年 10 月 10 日付け外務省告示第 398 号)及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」(令和 7 年 10 月 10 日付け国家公安委員会告示第 36 号)により資産(財産)凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する

財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正によって更新された制裁対象者リストについて該当する顧客の有無を直ちに確認し、その結果、該当する顧客を把握した際には、同顧客の資産に移動が生じないよう必要な措置を執り、当庁警備局警備企画課（電話：03-3581-0141）へ報告することについて周知していただくとともに、I S I Lその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

象と件名・タリ国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対

○外務省告示第三百九十八号

及び令和七年外務省告示第三百

二十六号を含む関係告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第

三百六十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第六百三十三

号に基き、設立された各理事会委員会が令和七年十月六日に行つた決

定等（に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三

号8（c）、第千三百九十五号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千

九百八十九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次の

よう改正する。められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次の

別令の改正する。められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次の

表令和七年十月及び462を次のように改める。外務大臣 岩屋 毅

の改正する。められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次の

2010年10月及び462を次のように改める。外務大臣 岩屋 毅

及び462を次のように改める。外務大臣 岩屋 毅

462を次のように改める。外務大臣 岩屋 毅

(別表)

290. アブド・エル・カーデル・マフムード・モハメド・エッサイド

ABD EL KADER MAHMOUD MOHAMED EL SAYED

(original script: عبد القادر محمود محمد السيد)

国連参照番号 : QDi.065

生年月日 : 1962/12/26

出生地 : エジプト

Egypt

別名 : エッサイド、カーデル; アブデル・カーデル・マフムード・モハメド・エッサイド

Es Sayed, Kader; Abdel Khader Mahmoud Mohamed el Sayed

国籍 : エジプト

Egypt

リスト掲載日 : 2002 年 4 月 24 日 (2004 年 11 月 26 日、2007 年 6 月 7 日、2011 年 5 月 16 日、2019 年 5 月 1 日、2021 年 11 月 15 日、2025 年 10 月 6 日改訂)

その他の情報 : Italian Fiscal Code (イタリア納税者番号) : SSYBLK62T26Z336L。2004 年 2 月 2 日にイタリアで懲役 8 年の判決を受けた。イタリア当局による裁判から逃亡中と考えられている。2012 年にアフガニスタンとパキスタンの国境地域において殺害されたと報告されている。国連安全保障理事会決議第 1822 号 (2008 年) に基づく見直しは 2010 年 4 月 22 日に終了した。国連安全保障理事会決議第 2253 号 (2015 年) に基づく見直しは 2019 年 2 月 21 日に終了した。国連安全保障理事会決議第 2368 号 (2017 年) に基づく見直しは 2021 年 11 月 15 日に終了した。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

462. アリス・スマルソノ

ARIS SUMARSONO

国連参照番号 : QDi.187

生年月日 : 1963/4/19

出生地 : Gebang village, Masaran, Sragen, Central Java, Indonesia

別名 : ズルカルナン; ズルカルナン; ズルカルニン; アリフ・スナルソ; ズルカルナエン; アリス・スナルソ; ウスタド・ダウド・ズルカルナエン; ムルシッド; ダウド; パッ・ウド; シバツ・ズル; ザイナル・アリフィン; ズル; アブドゥッラー・アブドゥラフマン; アブドウル; アブドゥラフマン

Zulkarnan; Zulkarnain; Zulkarnin; Arif Sunarso; Zulkarnaen; Aris Sunarso; Ustad

Daud Zulkarnaen; Murshid; Daud; Pak Ud; Mbah Zul; Zainal Arifin; Zul; Abdullah
Abdurrahman; Abdul; Abdurrahman

国籍：インドネシア

Indonesia

住所等：Desa Gebang, Kecamatan Masaran, Kabupaten Sragen, Jawa Tengah, Indonesia;
Desa Taman Fajar, Kecamatan Probolinggo, Kabupaten Lampung Timur, Lampung,
Indonesia

リスト掲載日：2005 年 5 月 16 日（2019 年 4 月 17 日、2021 年 11 月 15 日、2022 年 5 月 27
日、2025 年 10 月 6 日に改訂）

その他の情報：2022 年 1 月インドネシアにて懲役 15 年の判決を受けた。国連安全保障理事
会決議第 1822 号（2008 年）に基づく見直しは 2010 年 6 月 8 日に終了した。国連安全保障
理事会決議第 2253 号（2015 年）に基づく見直しは 2018 年 6 月 7 日に終了した。国連安全
保障理事会決議第 2368 号（2017 年）に基づく見直しは 2021 年 11 月 15 日に終了した。同
人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・
リ　ン　ク　：　[https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-
Individuals](https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals)

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件

○国家公安委員会告示第三十六号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月十日

国家公安委員会委員長 坂井 学

- 1 名簿記載者公告番号QI-25（アブド・エル・カーデル・マフムード・モハメド・エッサイード（A BD EL KADER MAHMOUD MOHAMED EL SAYED））

（1）変更前

名簿に記載された年月日 2002年4月24日（2004年11月26日、2007年6月7日、2011年5月16日、2019年5月1日及び2021年12月29日に改訂）

その他参考となるべき事項 Italian Fiscal Code（イタリア納税者番号）：SSYBLK62T26Z336L。
2004年2月2日にイタリアで懲役8年の判決を受けた。イタリア当局による裁判から逃亡中と考

えられている。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年4月22日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号（2015年）に基づく見直しは2019年2月21日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2021年11月15日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

(2) 変更後

名簿に記載された年月日 2002年4月24日（2004年11月26日、2007年6月7日、2011年5月16日、2019年5月1日、2021年11月15日及び2025年10月6日に改訂）

その他参考となるべき事項 Italian Fiscal Code（イタリア納税者番号）：SSYBLK62T26Z336L。2004年2月2日にイタリアで懲役8年の判決を受けた。イタリア当局による裁判から逃亡中とされている。2012年にアフガニスタンとパキスタンの国境地域において殺害されたと報告されている。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年4月22日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号（2015年）に基づく見直しは2019年2月21日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2021年11月15日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

2 名簿記載者公告番号QI-96（アリス・スマルソノ（ARIS SUMARSONO））

(1) 変更前

名簿に記載された年月日 2005年5月16日（2019年4月17日、2021年12月29日及び2022年5月27日に改訂）

その他参考となるべき事項 国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月8日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号（2015年）に基づく見直しは2018年6月7日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2021年11月15日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

(2) 変更後

名簿に記載された年月日 2005年5月16日（2019年4月17日、2021年11月15日、2022年5月27日及び2025年10月6日に改訂）

その他参考となるべき事項 2022年1月インドネシアにて懲役15年の判決を受けた。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月8日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号（2015年）に基づく見直しは2018年6月7日に終了した。国連安全保障理事

会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2021年11月15日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>